根室市告示第 89 号

地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和9・10年度において根室市が発注する工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札参加資格審査の申請について、次のとおり定めたので告示する。

令和8年11月20日

根室市長　石　垣　雅　敏
（公　印　省　略）

記

第1　資格

1　基準要件

根室市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するもの以外のもの及び政令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されているもの以外のもの及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないもの及び市税等を完納しているものでなければならない。

2　契約の種類による要件

（1）建設工事の資格

①令和8年12月1日現在において、工事区分の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、原則として当該許可を受けて2年以上、当該建設業を営んでいること。

ただし、市内の建設工事業者（本店のみ）については、根室市中小企業振興基本条例（平成 27 年 12 月 18 日条例第 35 号）を踏まえて、許可を受けてから1年以上とする。

※令和2年4月1日以降の国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いとする。

② ①に規定する建設業に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の結果通知を受けており、かつその結果、総合評定値通知（総合評点「P点」が記載されているもの）を有していること。

③原則として経営事項審査の申請をした日の直前2年度の各営業年度のいずれかの決算において、①に係る完成工事高を有していること。なお、直前2年度の営業月数が 24 ヶ月分に満たない場合は、直前3期分のいずれかの決算において完成工事高を有していること。

ただし、市内の建設工事業者（本店のみ）については、①ただし書きから、完成工事高を直前1期分以上とする。

（工事区分）

①土木一式工事、②建築一式工事、③大工工事、④左官工事、⑤とび、⑥石工事、⑦屋根工事、⑧電気工事、⑨管工事、⑩タイル・レンガ・ブロック工事、⑪鋼構造物工事、⑫鉄筋工事、⑬舗装工事、⑭しゅんせつ工事、⑮板金工事、⑯ガラス工事、⑰塗装工事、⑱防水工事、⑲内装仕上工事、⑳機械器具設備工事、㉑熱絶縁工事、㉒電気通信工事、㉓造園工事、㉔さく井工事、㉕建具工事、㉖水道施設工事、㉗消防施設工事、㉘清掃施設工事、㉙解体工事

※ 本店以外の支店等で登録を希望する場合には、当該支店等が資格の許可を受けていること。

(2)設計等の資格

①令和8年12月1日現在において、希望する業種区分を1年以上営んでいること。

②直前1年間において、①に規定する業種の事業高を有していること。

（業種区分）

①測量、②土木関係コンサルタント、③建築関係コンサルタント、④補償関係コンサルタント、⑤地質調査、⑥その他関係委託

※ 本店以外の支店等で登録を希望する場合には、当該支店等が資格の登録を受けていること。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号の一に該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

1 政令第167条の4第1項に規定に該当することとなったとき。

2 政令第167条の4第2項各号の一に該当し、競争入札への参加を排除されたとき。

3 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等の取り消しがあったとき。

4 その他第1の2に定める資格要件の一を欠くに至ったとき。

第3 資格審査申請の時期及び方法等

1 申請時期

（1） ア 北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる申請

令和8年12月10日から令和9年1月29日（17時30分）までとする。

イ 書面申請

令和8年12月10日から令和9年2月15日までとする。（閉庁日を除く）

（2） 共同企業体または中小企業団体の組織に関する法律の規定により設立された協業組合（以下「協業組合」という。）に係る申請時期は、前号によるほか当該共同企業体が結成されたとき又は協業組合が結成されたときとする。

（3） 特に市長が必要と認めた者に係る申請時期は市長の指定する日とする。

2 申請の方法

ア 北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる申請

北海道市町村入札参加資格共同審査システムポータルサイトによる電子申請とする。（URL:https://www.hoctec.info/kyoshin/）

イ 書面申請

持参又は郵送（消印有効）とする。

3 名称変更等に係る資格審査の申請

（1） 競争入札参加資格者は、次の掲げる場合の一に該当したときは、当該変更後の資格審査の申請をするものとする。競争入札参加資格者の営業を継承した者も、また同様とする。

ア 名称を変更した場合。

イ 法人たる競争入札参加資格者がその組織を変更した場合。

ウ 共同企業体、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された協同組合（以下「協同組合」という。）及び協業組合たる競争入札参加資格者がその構成員（協同組合又は協業組合の場合は競争入札参加資格者たる組合員に限る。）を変更した場合。

（2） 前号の申請は、建設水道部都市整備課から示される申請書類を提出することにより行うものとする。

4 中間年度における書類の提出義務

競争入札参加資格者は令和9年度に、市長の指示する書類を提出するものとする。